

平成 26 年 9 月 30 日
東京税関業務部

関係各位

加糖れん乳に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

平成 26 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までの関税暫定措置法別表第 1 の 6 第 6 項(加糖れん乳)に掲げる物品の輸入数量が、同法第 7 条の 3 第 1 項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

発動後に NACCS で申告する場合の品目コードについては、NACCS 掲示板で確認願います。

なお、関税暫定措置法第 7 条の 3 第 2 項第 6 号（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

関税暫定措置法別表第 1 の 6 第 6 項（加糖れん乳 0402.99）

品 目		発動前	発動後
0402.99 の 1(2)	関税割当を受けて 輸入されるもの	30%	30%
脂肪分が全重量の 8%を超えるもの	その他のもの	25.5%+509 円/KG	34%+678.67 円/KG
0402.99 の 2	関税割当を受けて 輸入されるもの	30%	30%
脂肪分が全重量の 8%以下のもの	その他のもの	25.5%+254 円/KG	34%+338.67 円/KG

※ 関税割当を受けずに輸入されるものにつき、8.5%及び 1(2)については 169.67 円/KG、2については、84.67 円/KG を加算

問合せ先
東京税関業務部通関総括第 1 部門
電話：03-3599-6337